

議案第5号

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和2年8月7日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
(実施校) 第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。				(実施校) 第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。			
高等学校名	課程名	学科名		高等学校名	課程名	学科名	
鳥取東高等学校	全日制課程	略		鳥取東高等学校	全日制課程	略	
		理数学科	理数科			理数学科	理数科
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科				
略				略			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前から引き続き鳥取商業高等学校の全日制課程商業学科商業科に在学している者（同日以後に編入学、転入学その他の事由によりこれらの者と同一の学年に在学することとなる者を含む。）については、改正後の鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の規定は、適用しない。

「鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則」の一部改正について

1 規則の概要・現状

単位制高等学校は、学年による教育課程の区分を設けず、かつ学年ごとの課程の修了の認定は行わずに、卒業までに所要の単位を修得すれば卒業を認めるものである。

昭和63年度に、高校中途退学者や海外帰国子女等の受け入れに対応するため、学校教育法施行規則が一部改正された。鳥取県では、同年度に定時制課程で制度化（単位制導入）、全日制課程においては生徒の選択を拡充する観点から平成5年度に制度化（単位制導入）、通信制課程においては聴講制度が導入されること等に伴い、平成18年度に制度化（単位制導入）された。

【令和2年度時点の本県における単位制導入状況】

学校名	課程名	学科名
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科普通科
		理数学科理数科
鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科
	通信制課程	普通学科普通科
青谷高等学校	全日制課程	総合学科
八頭高等学校	全日制課程	普通学科普通科
倉吉東高等学校	全日制課程	普通学科普通科
	定時制課程	普通学科普通科
倉吉西高等学校	全日制課程	普通学科普通科
鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科普通科
米子東高等学校	全日制課程	普通学科普通科
	定時制課程	普通学科普通科
米子西高等学校	全日制課程	普通学科普通科
米子高等学校	全日制課程	総合学科
米子白鳳高等学校	定時制課程	総合学科
	通信制課程	普通学科普通科
境高等学校	全日制課程	普通学科普通科
日野高等学校	全日制課程	総合学科

2 規則改正の趣旨・目的

平成31年度から平成37年度までの本県高等学校教育における基本的な考え方や施策展開の方向性を示した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針 [平成31年度～平成37年度]」（平成28年3月策定）において、生徒が自らデザインした学習を可能にするため、「学年制」から多様な科目の選択が可能となる「単位制」への移行をより一層進めていく方針を明記している。

鳥取商業高等学校では令和3年度に1学級減（5学級→4学級）を予定しているが、この改編と併せて単位制を導入することで、今後ますます、簿記会計等の知識を前提にした企業経営能力、ビッグデータ処理等を行うAI活用能力、グローバルビジネス・観光ビジネスに寄与する語学力・コミュニケーション能力等の養成が求められる中、鳥取県の産業経済界に即戦力の人材を輩出するため単位制を導入し、幅広く、かつ特色のある選択科目群を設定する。

3 規則改正の内容

単位制による課程の実施校に、鳥取商業高等学校の全日制課程商業学科商業科を追加する。

また、附則により、この規則の施行日前から鳥取商業高等学校の全日制課程商業学科商業科に在学している者に対する経過措置を規定する。